

計画に改め、同条第四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改める。

第十条の十第一項中「特定森林」を「要間伐森林」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同条第二項中「特定森林」を「要間伐森林」に改める。

第十条の十一の次に次の十四条を加える。
(裁定の申請)

第十条の十一の二 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合(当該勧告に係る要間伐森林の森林所有者が当該要間伐森林の土地の所有者である場合に限る。)において、その勧告を受けた森林所有者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第十条の十第二項の指定を受けた者(地方公共団体その他の政令で定める者に限る。以下この条において「指定地方公共団体等」という。)は、当該勧告があつた日から起算して六月以内により、当該要間伐森林の立木について、当該指定地方公共団体等を分取育林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する育林者とし、当該森林所有者を同一に規定する育林地所有者とする同項に規定する分取育林契約の締結に關し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十条の十一の三 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由その他の省令で定める事項を

明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該

要間伐森林について間伐又は保育を実施することが当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止するため必要かつ適当であると認めると、その必要な限度において、分取育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

一 間伐又は保育が実施されておらず、かつて、前条第一項の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

二 引き続き間伐又は保育が実施されないとときは当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

三 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分取育林契約に係る森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林齢別の本数

二 分取育林契約の存続期間

三 育林地所有者が育林者に設定する利用権(分取育林契約に係る森林の土地を育林(立木の保育及び管理をいう。以下同じ。)の目的に使用する権利をいう。以下同じ。)の種類並びにその始期及び存続期間

四 利用権の地代又は借賃

五 分取育林契約に係る立木についての各契約当事者の持分の割合並びに育林者が取得する立木の持分の対価の額及びその支払方法

七 各契約当事者が負担する費用の範囲
八 育林による収益の分取の割合
九 分取育林契約に係る立木の伐採又は販売の時期及び方法
十 分取育林契約に係る立木の滅失その他の損害をん補する措置に関する事項
十一 分取育林契約の変更又は解除に関する事項

3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号から第三号まで、第六号及び四号を超えないこと。

二 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分取の割合については、次同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。

三 前項第七号に掲げる分取の割合については、次同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。

四 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分取の割合

一 利用権の地代又は借賃の額
二 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分取の割合

三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

一 利用権の地代又は借賃の額

二 第十条の十一の四第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

三 第十条の十一の四第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

4 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

5 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

6 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

7 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

8 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

9 第十条の十一の五第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めどおりにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分取育林契約が締結されたものとみなす。

3 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

4 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

5 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

6 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

7 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

8 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

9 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

10 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

11 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

12 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

13 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

14 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

15 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

16 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

17 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

18 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

19 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

20 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

21 第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

地所有者に支払った立木の持分の対価の額

一 当該分収育林契約に基づき育林者が負担した費用の額

(施業実施協定)

第十条の十一の八 森林整備市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」といふ)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該森林整備市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのため必要な施設の整備に関する協定(以下「施業実施協定」という)を締結することができる。

一 地域森林計画の対象となつてゐる森林であること。

二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相當と認められる森林であること。

二 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積

二 共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他森林施業の共同化に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

3 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならぬ。

4 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の内容と法令等との関係)

第十条の十一の九 施業実施協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他關係

法令(条例を含む)並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(施業実施協定の総覽等)

第十条の十一の十 森林整備市町村の長は、第十三条の十一の八第一項の認可の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の総覽に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の総覽期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができる。

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の十一 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。

三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

二 共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他森林施業の共同化に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

3 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならぬ。

4 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の変更)

第十条の十一の十二 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による

る場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の十三 第十条の十一の十一第二項(前項第二項において準用する場合を含む)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定に定める事項のうち、第十条の十一の八第二項第三号に掲げる事項(施設の維持運営に関する事項に限る)は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の十四 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第二項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。

2 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の十五 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者に通知するとともに、公告し

なければならない。

第十条の十二の見出しを「(報告の徵収等)」に改め、同条中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林」を「要間伐森林」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(森林整備協定の締結に関する協議)

第十条の十三 その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体(以下この条において「森林所在地方公共団体」という)の長は、当該森林の属する流域に係る河川の下流地域をその区域に含む地方公共団体(以下この条において「下流地方公共団体」という)の長に対し、森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地方公共団体の区域内の森林についての森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。

2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」という)が共同して森林整備法人(分取林特別措置法第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう)を設立し、又は分取育林契約(同法第二条第二項に規定する分取育林契約をいふ)を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。

(森林整備協定の締結についてのあつせん)

第十条の十四 前条第一項の申入れをした地方公共団体の長は、当該申入れに係る協議が調和わなかつた場合には、農林水産大臣(当該申

一〇〇

「第二百九十九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。
（森林組合法の一部改正）

号) の一部を次のように改正する。

〔第六条第二項第十一号中「森林施業計画」の下に「森林法第十八条の二第一項に規定する特定森

林施業計画を含む。第一百一条第一項第十二号に

おいて同じ。」を加える。

（林業等振興資金金融通融定期指置法の一部改正）

十四年法律第五十一号)の一部を次のように改

正する。

第三条第三項第三号中「次条第一項」の下に

又以第二項「參加名單」

「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

2 公庫が前条第一項の認定を受ける者（森林

法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十八

条の二第三項の認定を受けた者に限る。)に対

し前条第一項の認定に係る同条第二項第一号

の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げ

るもの（森林法第十八条の二第三項の認定に

係る特定森林施業計画に従つて施業を行うの

に必要なものに限る。の貸付けを行う場合に
は、貸付金の利息、賃貸費用、賃貸期間、借入

おりる貸付金の利率 償還期限(据置期間を含む)及び据置期間は、農林漁業金融公庫を

第十八条第二項の規定にかかるわづ、それぞ

れ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内

において公庫が定めるものとする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月

を起さない範囲内において政令で定める由から施行する。

拾得一

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という)第四条の規定によりたてられている全国森林計画(以下「旧全国森林計画」という)は、第一条の規定による改正後の森林法(以下「新森林法」という)第四条の規定によりたてられた全国森林計画とみなす。

2 農林水産大臣は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一月以内に、旧全国森林計画に代えて、平成十九年三月三十一日までをその計画期間とする新たな全国森林計画(以下「新全国森林計画」という)をたてなければならない。

3 前項の規定により新全国森林計画がたてられたときは、旧全国森林計画は、その効力を失う。

4 新全国森林計画に引き続く次の全国森林計画は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年四月一日をその計画期間の始期としてたてなければならない。

5 新森林法第四条第四項の規定により最初にたてる森林整備事業計画の計画期間は、新森林法第四条第四項及び第五項の規定にかかわらず、平成四年四月一日以降五年間とする。

第三条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画(以下「旧地域森林計画」という)は、新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

2 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた新全国森林計画につき新森林法第四条第九項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、旧地域森林計画を変更しなければならない。

第四条 新森林法第七条の二第一項の規定により最初にたてる森林計画は、平成三年十二月三十日までにたてなければならない。

第五条 前項の規定によりたてる森林計画の計画期間

3 前二項の規定によりたてられた森林計画に引き続き次の森林計画は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかるらず、それぞれ、当該森林計画の対象となる国有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の終期までとする。

第六条 この法律の施行の際現に旧森林法第十条の八の規定によりたてられている森林整備計画は、新森林法第十条の八の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第七条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、土地改良法等の一部を改正する法律案

(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五条)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「取得した者」の下に「(第五十三条の三の二第一項第一号(第八十九条の二第一項及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)に掲げる土地を取得した者を除く。」を加える。

第十八条第五項中「少なくとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。
第三十六条第一項中「第九十条第九項」を「第九十条第八項」に改める。

第五十三条の三の二第一項中「当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地」を「次の各号に掲げる土地」に、「第八条第五項第二号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項第一号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地」を「それぞれ当該各号に掲げる土地」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあっては、非農用地区域外）の一定の土地 当該換地計画に係る地域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供することを予定する土地

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地 第八条第五項第二号に規定する施設の用に供する土地（前条第一項第一号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する省令で定める土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地

第五十三条の三の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは、「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地又は有

合理化法人を、同項第一号に掲げる土地については土地改良区、市町村」と読み替えるものとする。

第五十四条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

第五十四条に次の二項を加える。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合について準用する。

第八十一条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

第八十五条の三第一項中「その管理する」を「次に掲げる」に改め、「その土地改良施設」の下に「(第一号に掲げる土地改良区管理施設」と「新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項において「土地改良区管理施設」という。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 土地改良区が管理する土地改良施設

二 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設で国又は都道府県が管理するもの

第八十五条の三第一項中「現行管理区域内」を「現行受益地(土地改良区管理施設につき現に行われている管理)を内容とする第二条第一項第一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この項及び次項において同じ。」内に、「現行管理区域内」を「現行受益地内の」に、「現行管理区域以外」を「現行受益地以外に改め、同条第三項中「おいて準用する」を「おいて読み替えて準用する」に改め、同条第十項三項中「現行管理区域」を「現行受益地」に改める。

第八十八条の二第一項第一号中「又は第九項」を「又は第八項」に改める。

5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は一部の徵収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができることを加える。

第九十条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、「関連土地改良事業」という。」の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を、「（関連土地改良事業）の下に「又は関連管理事業」を、「あつては、」の下に「それぞれ」を加え、「（関連土地改良事業）を益を受ける市町村に對し、その市町村の受け利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

第九十一条第十一項と同条第十二項と、同項

違反したとき。

四 第二十九条第一項（第一百一条の二十三において適用する場合を含む。）の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十九条第四項（第一百一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。

第六百四十四条を削る。

第六百四十四条の二中「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第六百四十四条とする。

第一百四十五条中「五千円」を「十万円」に改め、同条を第六百四十五条とする。

（水資源開発公団法の一部改正）

第一条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項本文を次のように改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第一条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「供しようとする者」の下に「施設の更新のために第十八条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している機能の維持を図ることを目的とする。その他当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものにあつては、当該現に流水をかんがいの用に供する者を除く。」を加える。

第二十条の二第七項中「行なう」を「行う」に、「第三十条を「第三十条第一項」に改める。

第二十条の二第七項中「行なう」を「行う」に、第三十条に次の二項を加える。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところにより、同項に規定する業務によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受けれる利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

3 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第三十七条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

第五十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十九条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

（農用地整備公団法の一部改正）

第三条 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の都道府県は、前項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令で定めるところにより、第一項の業務の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る前項に規定する者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

4 前項の市町村は、政令で定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

第二十七条に次の二項を加える。

2 前項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項の業務によつて利益を受けれる市町村に対し、その市町村の受けれる利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中土地改良法第三十一条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前にした第一項の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた国営土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

（法律案）

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例による。

3 本委員会に左の案件が付託された。

第一、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

第二、国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和七十二年度」を「平成二十一年度」に、「これに必要な」を「経常事業部門の財

百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十一条第二項の規定により負担させた都道府県営土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例による。

（水資源開発公団法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に水資源開発公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に第三十条の規定により支払われた都道府県の負担金については、なお従前の例による。

（改正前の水資源開発公団法第三十条の規定による経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

（法律案）

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例による。

3 本委員会に左の案件が付託された。

第一、国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二、国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

